

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 藤岡麻理子

【所属】(助成決定時) 筑波大学大学院

【研究題目】 国際協力による文化財危機管理システムの構築のための基礎的研究

【研究の目的】

経年による風化や劣化により文化財が崩壊の危機にさらされたり、その価値を損なうことは、常時・継続的に起きている。しかし、自然災害や武力紛争、火災等の人為的災害による文化財の破壊や消失のほうが、被害はより深刻で徹底的である。経年劣化などからの保存に関しては、これまでも保存科学などの観点から研究が行われ、多くの学問的・技術的進展がみられる。一方、武力紛争や自然災害からの文化財の保護を専門とする研究者は世界的にも極めて少ない。武力紛争時の文化財保護については1954年、ユネスコにおいて「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(ハーグ条約)」が採択されている。しかし、近年の武力紛争の多くは民族・宗教間の対立から起こる内戦であり、通常兵器による国家間戦争を前提としたハーグ条約では、いかに条約を遵守したとしても、自ずと限界が生じるのも事実である。また、ハーグ条約の効力は自然災害時の文化財保護には及ばず、この分野における国際協力システムの構築は喫緊の課題となっている。

武力紛争時の人命救助から始まった赤十字活動は、現在ではテロによる人質事件の解決や自然災害時における緊急支援など、広く人道支援の分野でその地位を確立している。文化財保護の分野でも、ジュネーヴ条約により法的地位を保証され、あらゆる勢力からの「中立」を原則に掲げて活動する赤十字国際委員会のような組織が必要である。本研究は、文化財の危機管理の視点に立ち、現状の国際協力の枠組み、関連組織の実状、実際の危機における事例を総合的に調査・分析し、その成果に基づき、文化財の赤十字ともいべき国際的な危機管理システムの構築に導くための理論を形成することを目的とする。

【研究の内容・方法】

文化財の危機管理に関しては、これまでも複数の法的枠組みや組織的枠組みが構築されてきた。本研究は、そうした既存の枠組みを相互に協調させながら、あらゆる関連するプログラムを取り込んだ、包括的な文化財の危機管理システムの構築を見据えるものである。そのための基礎的研究として、まず、文化財の危機管理に関わる制度について、現状およびその課題を明らかにし、課題を解決しうる国際協力システムを探究する。すなわち、現行の(1)法的枠組み、(2)組織的枠組みを整理し、その評価・分析を行う。(3)その上で、過去の武力紛争あるいは自然災害による文化財の損傷事例を収集し、評価・分析することにより、保護制度の実効性と欠陥を明らかにする。

(1)文化財の危機管理に関わる法的枠組みに関する研究

ハーグ条約を含めたあらゆる関連法規則を収集し、それらがどのような組織・人員にどのような義務を課しているかを整理する。同時に、それら法規則の作成に至った背景と過程についても明らかにする。

(2)文化財の危機管理に関わる組織とプログラムに関する研究

文化財の危機管理に関係するプログラムや組織を網羅的に収集し、その活動理念、目的、内容、および関連機関との協力方法に着目して評価・分析を行う。

(3)文化財の損傷事例にみる、現行の枠組みの有効性に関する研究

武力紛争および自然災害の影響による文化財の損傷について、過去の事例から、(1)(2)で整理・分析した枠組みがいかにか有効であったか、あるいは無力であったかを考察する。現行の枠組みが及ばない領域を明らかにするとともに、さまざまなプログラムをひとつの枠組みに統合しうる可能性を検討する。また、文化財の危機管理に関わる政府間組織、国レベルの政府組織、NGOなどがどのように相互の活動を補完し合っているかを明らかにするとともに、適切な役割分担あるいは協働の手法について考察する。

【結論・考察】

現代において、ハーグ条約が直面しているのは、武力紛争時の文化財保護だけではない。災害支援、平和支援の活動への文化財保護の導入、テロへの対応といった新たな課題とも向き合っている。こうした多様で複雑化した情勢には、ユネスコとハーグ条約という枠組みのみでは、対応していくことが困難である。特に、危機にさらされている文化財の保護・救出のために介入することには限界がある。それは、ユネスコが政府間組織であることや、ハーグ条約が災害支援や平和支援といった武力紛争以外の場面においては法的拘束力をもたないことを理由とする。

一方、1996年、武力紛争と自然災害を含めたあらゆる緊急事態に際し文化財を保護することを目的とするブルーシールド国際委員会 ICBS が設立されている。ICBS はハーグ条約の精神のもと、「文化財の赤十字」を理念に掲げて活動する国際 NGO である。その後、およそ 20 カ国でブルーシールド国内委員会が、さらに 2008 年にはそれらを束ねるブルーシールド国内委員会連盟が設立されており、ICBS の理念は支持を広げつつある。この一連の「ブルーシールド組織」は、ハーグ条約の欠く中立性、柔軟性、機動性を備えるものであり、それらが一体となって、その特性をもって緊急時における文化財の保護・救出の実践に乗り出すことは、ハーグ条約という体制を強化することにつながるものと考えられる。また、武力紛争であれ、自然災害であれ、人災であれ、文化財が危機にあるいかなる場合においても、所在地や所有者にかかわらず、迅速に、あまねく、平等に援助を提供するというブルーシールド組織の活動が発展していくことは、ハーグ条約の最も根源にある「人権の一部として、平和構築の一部として文化財を保護する」という理念の実現を推し進めることにもなるといえる。

ハーグ条約を理念的基盤とし、ブルーシールド組織をそのための活動体とすることは、国際社会が緊急時の文化財保護に取り組んでいくひとつの選択肢であろう。